令和9年度



松江市　入所のてびき



認可保育所・認定こども園（２・３号認定：保育認定）・小規模保育事業施設

◆入所申込窓口受付時間　　9:00～16:30　土･日･祝日･12月29日から1月3日を除く。
（窓口受付時間を令和8年10月5日から令和9年5月28日まで短縮しています）

※入所利用調整は先着順ではありません。
※閉庁日にオンライン（スマート申請）申込をした場合は、翌開庁日が受付日になります。

松江市ホームページ

◆令和9年4月入所申込受付

	申込方法	入所可能枠公開日	入所申込期間 受付開始日	入所申込期間 受付締切日
1次募集	窓口	令和8年12月10日（木）	令和8年12月10日（木）	令和8年12月18日（金）
	オンライン			令和9年1月13日（水）
	結果通知予定日：令和9年2月4日（木）　結果はデジタル通知で送信【電話での問合せ不可】			
2次募集	窓口 オンライン	令和9年3月1日（月）	令和9年3月1日（月）	令和9年3月10日（水）
	結果通知予定日：令和9年3月17日（水）　結果はデジタル通知で送信【電話での問合せ不可】			

【注意】◎1次募集の窓口受付は12月18日で終了します。以降は窓口受付はいたしませんので、
オンライン「スマート申請」で令和9年1月13日までに申込みをしてください。
◎結果通知の受取には、デジタル通知の登録が必要です（24 ページ参照）。
デジタル通知の利用ができない場合は、保育所幼稚園課にご相談ください。

◆令和9年5月以降入所の申込受付

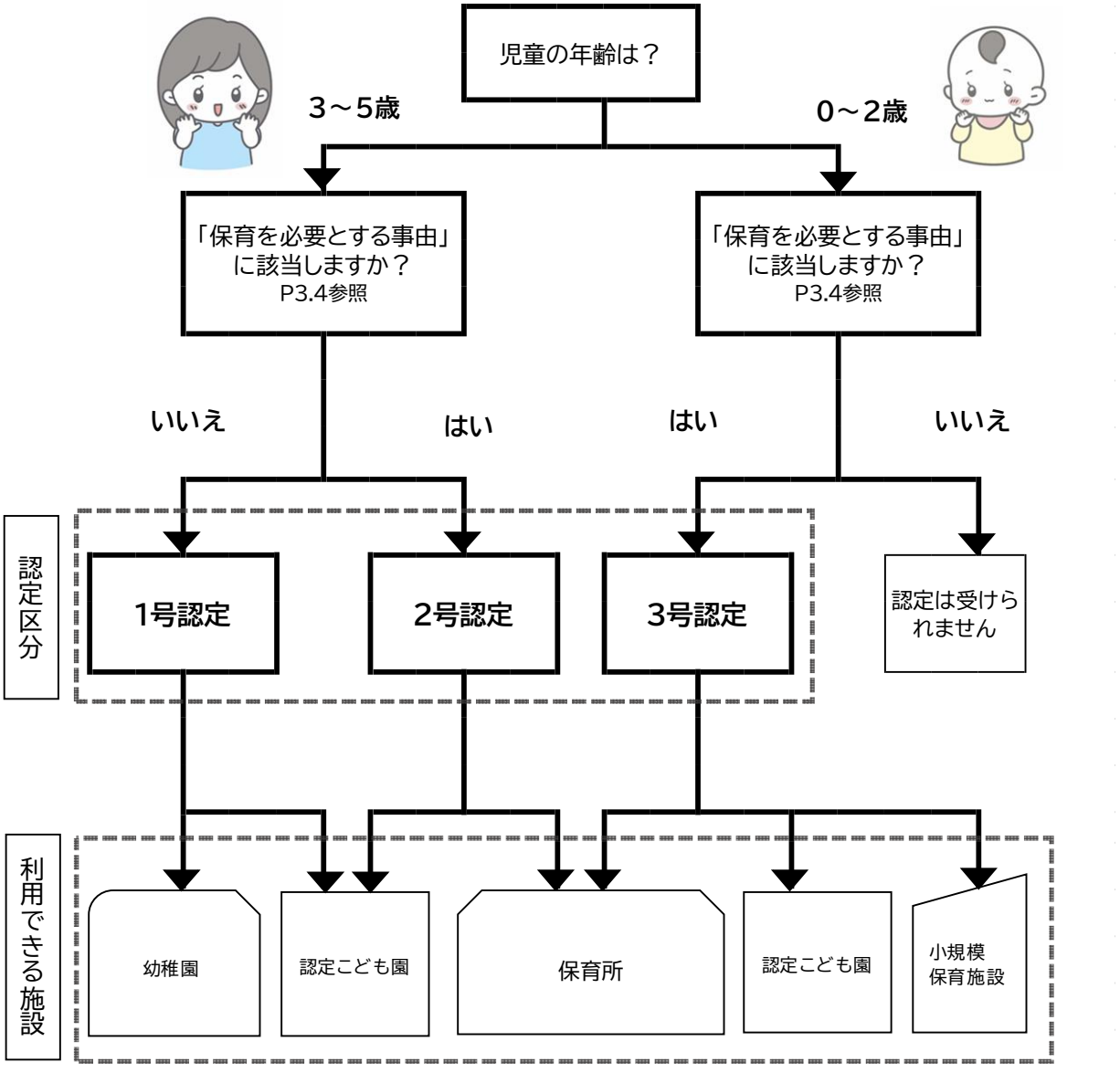
希望年月		空枠公開日	入所申込期間（オンラインと窓口は同じです） 受付開始日	受付締切日
令和9年	5月	令和9年3月25日（木）	令和9年3月11日（木）	令和9年4月5日（月）
	6月	〃　4月23日（金）	〃　4月6日（火）	5月7日（金）
	7月	〃　5月25日（火）	〃　5月8日（土）	6月4日（金）
	8月	〃　6月25日（金）	〃　6月5日（土）	7月5日（月）
	9月	〃　7月23日（金）	〃　7月6日（火）	8月5日（木）
	10月	〃　8月25日（水）	〃　8月6日（金）	9月3日（金）
	11月	〃　9月24日（金）	〃　9月4日（土）	10月5日（火）
	12月	〃　10月25日（月）	〃　10月6日（水）	11月5日（金）
令和10年	1月	〃　11月25日（木）	〃　11月6日（土）	12月3日（金）
	2月	〃　12月24日（金）	〃　12月4日（土）	令和10年1月5日（水）
	3月	令和10年1月25日（火）	令和10年1月6日（木）	2月4日（金）

〇結果は入所希望月の前月20日頃にデジタル通知で送信します。（電話での問合せ不可）

利用できる施設の種類は？

保育所や認定こども園等を利用するためには「認定」が必要です

「認定」とは、「子どものための教育・保育給付認定（P2 参照）」のことです。
「認定」を受けるためには、児童の保護者（父母のいずれも）に「保育を必要とする事由（P3、4 参照）」が必要です。



※認定こども園は、「2・3号認定：保育認定」（保育所と同様の役割をもつもの）と、「1号認定：教育標準時間認定」（幼稚園と同様の役割をもつもの）に分かれています。

目次

1. 入所までのながれ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

2. 子どものための教育・保育給付認定 ・・・・・・・・・・ P2
（1）教育・保育給付認定区分
（2）令和9年度の年齢別クラス
（3）主な保育を必要とする事由
（4）保育時間（保育必要量）

3. 入所申込 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
（1）入所条件
（2）入所日
（3）転園申込
（4）提出書類
（5）入所申込の注意点
（6）市外の保育所等への入所申込
入所利用調整基準

4. 入所決定から入所日まで ・・・・・・・・・・・・・・・ P11
（1）保育所等での面接の実施
（2）保育時間（保育必要量）の認定
（3）入所決定の取り消し
（4）入所する月の前月末までに必要な手続

5. 入所してから ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
（1）育児休業から復帰する場合
（2）入所後に状況の変更があった場合
（3）保育所等の長期休所・退所
（4）月途中での保育時間（保育必要量）の変更

6. 保育料 ・・・・・・・・・・・・・・・ P13
（1）保育料の決定方法
（2）保育料の変更
（3）保育料の納付
（4）保育料の口座振替
（5）給食費等の保護者負担

7. 多子世帯の保育料軽減 ・・・・・・・・・・・・・・ P15

8. 在宅障がい者同居世帯に係る保育料軽減 ・・・・・ P15

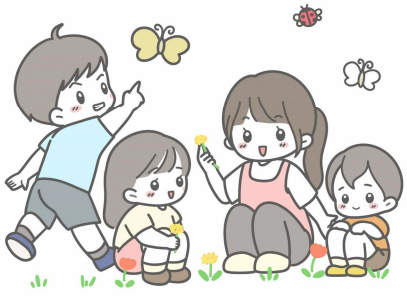
9. 3歳児～5歳児の副食費免除（負担減免） ・・・・・・・・・・・・ P16

10. よくある問い合わせ（FAQ） ・・・・・・・・・・・・・・ P17

11. その他の子育て支援サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19

12. 保育料表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21

教育・保育給付認定申請書・入所申込書の記入例 ・・・・・ P22
スマート申請での保育所等入所申込について ・・・・・ P23
デジタル通知サービスを登録してください ・・・・・ P24



第 1 版

1. 入所までのながれ

準　備

必要な書類の作成
※書類は窓口での配布のほか、HPからダウンロードできます。
※入所可能枠数を確認してください。
希望保育所等の見学（各施設に直接連絡してください。）

申　込

申込期間は表紙を参照
※教育・保育給付認定申請及び入所申込に必要な書類を提出期限までに提出（証明書類は、証明日が提出日から3カ月以内のもの）

教育・保育給付認定、入所利用調整（選考）

認定
入所決定

入所保留（不承諾）

4月1次募集入所保留（不承諾）の場合は、取下げをしない限り2次募集まで利用調整を行います。4月入所が保留となり5月以降も入所を希望する場合は、改めて申込が必要です。5月入所以降で保留であった場合は、3月入所まで継続して利用調整を行います。

保育所等入所保留（不承諾）通知は、入所申込後の最初の1回のみ通知いたします。入所が決定するまで必ず保管してください。
育児休業を延長される場合、手続き等はハローワークにご確認ください。→ P8 参照

面接

保育所等での面接の実施
※誓約書、健康診断書、生活調査書を保育所等に提出

※医師の診断や保育所等の面接において集団生活が困難と認められるときは、入所決定を取り消す場合があります。→ P11 参照

入所

入所日から2週間程度、入所児童が保育所等での生活になれるため保育時間を徐々に延ばす「ならし保育」を行います。保育時間を徐々に延ばし、最終的に1日お預かりすることになります。ならし保育期間も保育料に変更はありません。

保育料決定

保育料決定通知書の通知
入所月の中旬

2. 子どものための教育・保育給付認定

認可保育所、認定こども園（2・3号認定：保育認定）及び小規模保育事業施設（以下「保育所等」という。）に入所しようとする児童は、子ども・子育て支援法の規定により教育・保育給付2号認定または3号認定を受ける必要があります。松江市では、保育所等の入所申込と同時に認定申請をしていただきます。

教育・保育給付2号認定または3号認定は、児童の保護者（父母のいずれも）に「保育を必要とする事由」がある場合に認定します。

また、保育所等は、教育・保育給付2号認定または3号認定の認定期間（有効期間）に限り利用することができます。

（1）教育・保育給付認定区分

認定区分	3号認定：保育認定	2号認定：保育認定	1号認定 （教育標準時間認定）
対象年齢	満3歳未満	満3歳以上	満3歳以上
保育の 必要性	必要		不要
保育時間 （保育必要量）	保育標準時間　11時間 保育短時間　　8時間		教育標準時間　4時間 ※実際の教育時間は各施設の定めによる
利用可能 施設	認可保育所		市立幼稚園 ※満3歳に達する日以降最初の4月1日から
	認定こども園		認定こども園
	小規模保育事業施設 ※満3歳に達する日以降最初の3月31日まで		私立幼稚園

※満年齢は、誕生日の前日に１つ歳をとります。　（例）令和6年6月5日生まれ⇒令和9年6月4日で満3歳

（2）令和9年度の年齢別クラス

年度途中で誕生日を迎えても、その年度末までクラスは変わりません。

施設によって受入可能となる日齢が異なりますので、別添の「市内認可保育所等一覧」をご覧いただくか、各保育所等に直接お問い合わせください。

生　年　月　日	対象年齢（クラス）
令和　8年４月２日　～	０歳児
令和　7年４月２日　～　令和　8年４月１日	１歳児
令和　6年４月２日　～　令和　7年４月１日	２歳児
令和　5年４月２日　～　令和　6年４月１日	３歳児
令和　4年４月２日　～　令和　5年４月１日	４歳児
令和　3年４月２日　～　令和　4年４月１日	５歳児

(3)主な保育を必要とする事由

保護者(父母のいずれも)が保育を必要とする事由に該当する必要があります。(認定は世帯で決定します)

保育を必要とする事由	適用条件	認定期間(有効期間)
(1)就労	月48時間以上の就労を常態としていること ※就労時間が月48時間未満の場合は、就労していると認められません。	最長で小学校に入学するまで
(2)妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと	出産予定日の前8週(多胎児は14週)が属する月の初日から、出産日(出産予定日で認定した場合は出産予定日)から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
(3)疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがあること	最長で小学校に入学するまで
(4)常時介護 (5)常時看護	同居の親族を常時介護または看護していること ※介護者の要件は、P7「入所申込に必要な書類」を確認してください。	最長で小学校に入学するまで
(6)求職活動	求職活動を継続的に行っていること 年度内に最大2回まで認定します。 **認定開始日から2か月以内(認定満了日の1か月前)に就労を証明する書類等の提出が必要です。** 提出がない場合は「求職活動」の認定期間満了(3か月)をもって退所となります。 求職活動を認定した場合、在籍施設に関わらず、1回の取り扱いになります。 ※企業主導型保育施設及び幼稚園(機能)の施設等利用給付認定を含む。	離職日の翌月初日または入所日から起算して75日が経過する日が属する月の末日まで ※離職日とは退職日と同日です。
(7)就学	大学、専門学校等に在学していること。 ※カリキュラム等により時間指定のない通信教育・通信課程は含まない。	卒業月の末日まで
(8)職業訓練	公共職業能力開発施設等において行われる職業訓練を受けていること。※カリキュラム等により時間指定のない通信課程は含まない。	修了月の末日まで
(9)育児休業中の継続利用	保護者の就労により保育所等に入所している児童について、保護者が育児休業を取得して以降も継続利用することが児童福祉の観点から必要であると認められること。 **※新規入所及び転園はできません。**	最長で出産した子が満2歳になる日が属する月の末日まで

確 認 事 項
・フルタイム、パートタイム、アルバイト、自営業など基本的にすべての就労を含みます。 家事、家事手伝い、家庭菜園等で給与を伴わない場合は該当しません。 ・入所後、就労時間の変更などにより就労時間が月 48 時間未満となった場合は、保育所等を退所となります。
・「妊娠・出産」での新規入所は原則として期間限定入所となりますが、妊娠・出産後に就労、疾病・障がい、求職活動などの事由がある場合は、入所を継続することができます。**ただし、育児休業中の継続利用の事由で入所を継続することはできません。**（「妊娠・出産」認定前に「就労」の事由で継続して松江市内の保育所等を利用している場合は除く） ・保護者が妊娠している場合、出産予定日（出産日）の前後 8 週にあたる日が属する月については、就労をしている場合でも「妊娠・出産」での認定となります。
【重要】事前に保育所幼稚園課へ来庁し、介護・看護の必要性を証明する書類の内容確認が必要です。（電話相談は不可） ・介護または看護が必要な方の状態や介護・看護に要している時間や、同一住所地に居住する親族全員の状況を総合的にみて、保育の必要性があるかを判断します。※介護または看護に要する時間には、通常の生活で必要な家事（食事の用意、掃除、洗濯や買い物など）の時間は含まれません。
【新規入所（入所中のきょうだい無）】入所後は、入所日から2か月以内（認定満了日の1か月前）に就労を証明する書類等を提出できないと「求職活動」の認定期間満了（3か月）をもって退所となります 【新規入所（入所中のきょうだい有）】認定は世帯で決定しますので、父母がそれぞれ別の期間に求職活動で認定した場合は、年間2回の認定をしたこととなります。兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、兄弟姉妹の有効期限までとなります。（兄弟姉妹で入所申込の時期がずれる場合は P17、18FAQのQ9、10参照） 【求職活動の事由を最後に退所し、同年度内に改めて新規入所をしたい場合】退所後、同年度内に求職活動の事由で新規入所をすることはできません。翌年度に前年度の退所から1か月以上の期間を空けた場合は求職活動の事由で新規入所できます。 【在園児の保護者が年度内に2回目の求職活動をする場合】 1回目の求職活動と2回目の求職活動の間に「求職活動以外の事由」が認定されている場合のみ、2 回目の求職活動が認定されます。 父が5月から7月に求職活動で認定され、母が6月から求職活動となった場合、世帯で決定するため認定期間は5月から7月となります。6月末までに父母ともに就労を証明する書類を提出できないと退所となります。この場合、求職活動の認定は1回となります。
・**保護者が育児休業中は、新規入所申込及び転園申込はできません。** 育児休業中は本来、保育を必要とする事由に該当しませんが、児童福祉の観点から児童の環境の変化を防ぐことを目的に、保護者の就労により継続して同じ保育所等を利用している児童は、保護者が出産して育児休業を取得した後も特例で入所の継続を可能としています。ただし、**育児休業中に退職する場合は、途切れることなく「求職活動」以外の保育必要事由がある場合のみ入所を継続できます**（P18FAQのQ16 参照）。 ・育児休業の期間が1年以上認められている場合でも、認定期間は一旦出産した子が満1歳になる日が属する月の末日までとします。

(4)保育時間(保育必要量)

保育時間(保育必要量)は、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2種類があります。保育を必要とする事由(P3-4参照)と実情に応じて認定します。

保護者(父・母)それぞれで保育を必要とする事由が違うことにより保育時間(保育必要量)が別になる場合は、「保育短時間」(8時間保育)で認定します。

主な保育を必要とする事由	保育時間(保育必要量)
「就労」	就労時間等に応じて認定 **(表１参照)**
「妊娠・出産」	「保育標準時間」(11時間保育)
「求職活動」、「育児休業中の継続利用」	「保育短時間」 (8時間保育)
「疾病・障がい」等の上記以外の事由	実情に応じて認定

(表１)「就労」の保育時間(保育必要量)の認定基準

就労時間	保育時間(保育必要量)
月に48時間以上120時間未満	「保育短時間」 (8時間保育)
月に120時間以上	「保育標準時間」(11時間保育)

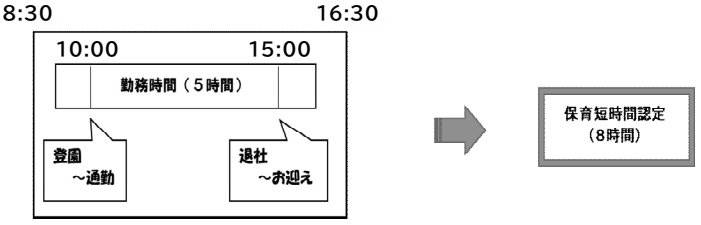
(注)父母とも「就労」で、一方が月120時間以上、他方が月120時間未満の場合は「保育短時間」で認定

ただし、月の就労時間が120時間未満である場合でも、就労時間帯や通勤時間(買い物等私用を除く)により入所する保育所等の「保育短時間」の時間帯に預けることができない時は、「保育標準時間」として認定します。

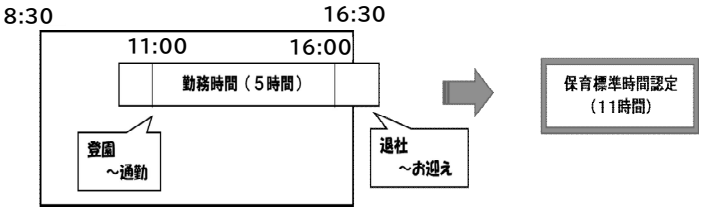
【例】 A 保育所 保育標準時間(7:00～18:00) 保育短時間(8:30～16:30)
母の月の就労時間が120時間未満の場合

上記の世帯が A 保育所へ入所した場合、A 保育所は短時間保育が 8:30～16:30 のため、図①のように保育短時間の時間帯内に登園とお迎えが出来る就労時間帯であれば「保育短時間」として認定します。しかし、図②のようにお迎えが 16:30 に間に合わない等、保育短時間の時間帯内で登園とお迎えができない場合は「保育標準時間」として認定します。

①10:00～15:00 勤務(通勤時間1H)の場合



②11:00～16:00 勤務(通勤時間1H)の場合



※都合により、登園やお迎えが認定されている保育時間(保育必要量)を超える場合は、延長保育をご利用できます。延長保育料については各保育所等の定めによります。

保育所等によって保育標準時間や保育短時間の時間帯が異なりますので、別添の「市内認可保育所等一覧」をご覧いただくか、保育所等に直接お問い合わせください。

3. 入所申込

申請書等の記入例は P22、
スマート申請等の案内は P23～24
をご参照ください。

(1)入所条件

入所するためには次の3つの条件をすべて満たしてください。

①保護者(父母いずれも)に「保育を必要とする事由」がある。
※教育・保育給付認定2号または3号を受けている。

②保護者及び児童が入所日時点で松江市に住民登録している。
※市外から転入される場合は、必ず入所月の1日までの転入届を行ってください。(P17FAQ の Q3)

③保育所等における日常生活に支障がない。



(2)入所日

入所日は各月の1日からです。

- ◆ 育児休業終了後の入所は、職場復帰前月または当月の1日を希望日にできます。
- ◆ 採用予定の入所は、就労が開始する当月の１日を入所希望日にできます。
- ◆ 0歳児は各保育所等が設定する受入可能な日齢に到達する日が最短の入所日となります。(P18FAQ の Q13)

(3)転園申込

在籍中の保育所等に入所したままでも、他の保育所等への転園申込をすることができます。ただし、保護者が育児休業中の場合は、転園申込はできません。育児休業から復帰する月の1日を入所希望日として転園申込をすることができます。(申込方法は新規申込と同じです)

※申込前に必ず在籍中の保育所等に転園申込をする旨を伝えてください。
※転園ができなかった場合は、現在在籍中の保育所等にそのまま在籍することとなります。
※転園決定後、転園を取りやめても、現在在籍中の保育所に在籍をし続けることはできません。
※転園は新規入所申込と同じ取り扱いです。スマート申請も新規申込で手続きをしてください。

(4)提出書類

注意:証明書類及び診断書等は、証明日や作成日が提出日から3カ月以内のもの

※締切日の厳守:入所申込に必要な書類は書類に不備や不足がある場合は受理できません。
入所申込締切日までに全て提出できるよう時間に余裕をもって手続きをしてください

※窓口での申込時には、マイナンバーを証明する書類及び本人確認書類を必ず提示してください。
マイナンバーを証明する書類の例:①マイナンバーカード、②マイナンバー入りの住民票の写し 等
本人確認書類の例:①マイナンバーカード、②運転免許証など官公署が発行する顔写真付きの証明書

・子どものための教育・保育給付認定申請書 Ⓐ (児童1人につき1部)	記入例(P22)
・保育所等入所申込書 Ⓑ (児童1人につき1部)	記入例(P22)
・保育を必要とする事由を確認する書類 (1世帯につき父母それぞれ1部)	**表２参照**(P7)
・該当の場合のみ必要な書類	**表３参照**(P8)

※市ホームページ等からのダウンロードや添付書類は A4 サイズ、片面で印刷してください。

～必ず入所希望月時点の状況を証明する書類を提出しましょう～

申込時と入所決定時の状況が違う場合、入所決定を取り消す場合があります。(P11)

(例1)育児休業復帰予定で申込みをしたが、入所後に復帰せずに退職した(する)ことが判明した。
(例2)申込時に就労を証明された職場から転職していることが判明した。
(例3)就労で申込みをしたが離職しており、求職活動をしていることが判明した。 等

（表２）保育を必要とする事由を確認する書類

保育を必要とする事由	必要書類	用紙番号	注意事項
(1)就労	就労証明書	①	●被雇用者は、雇用主が作成してください。 担当者の部署名等を全て記載した場合、押印は不要です。 保護者本人が作成しないでください。 単身赴任の場合も提出が必要です。 ※提出後に、必要に応じて労働条件通知書、給与支払実績等の提出を求めることがあります。 **※育児休業終了後に短時間勤務制度などの利用を検討中の方は、利用の有無を決定した上で作成してください。** ●法人経営者、個人事業主、自営業専従者、家族従事者等は、自分で作成してください。 就労に従事していることを証明する書類の添付が必要です。 【添付書類】 (1)前年から就労を継続している場合 ・前年分の確定申告書の写し(第1表)を添付 親族経営の事業に従事している場合は、「給与賃金の内訳」または「専従者給与の内訳」が記載されている箇所の写しを添付 ・給与所得者の場合は、前年分の源泉徴収票の写しを添付 (2)今年から就労を開始した場合 ・個人事業の開廃業届出書の控え、営業許可証、商業・法人登記簿謄本など官公署が発行する書類で就労に従事していることが分かるものの写しを添付。ただし、官公署が発行する書類がない場合は、店舗等の賃貸借契約書、事業に係る資材・商品等の領収書等の写しなど就労に従事しているとみなせる資料を添付 ・給与所得者の場合は、直近の給与明細の写し(2か月分)
(2)妊娠・出産	母子健康手帳の写し		母子健康手帳表紙と分娩予定日の分かる部分の写し
(3)疾病・障がい	障害者手帳の写し		・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A～B ・精神障害者保健福祉手帳1～2級
(3)疾病・障がい	診断書 (疾病・障がい)	③	上記以外の場合は、診断書(疾病・障がい用)③
(4)常時介護	介護保険被保険者証の写しまたは障害者手帳と介護・看護状況申告書	④	被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上または重度障がい(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)または精神障害者保健福祉手帳1～2級)を有する場合のみ対象。 ケアプラン等の写しを添付。介護状況を確認するため同居親族に各種証明書類を依頼する場合があります。状況に応じて必要となる証明書類は異なります。
(5)常時看護	介護・看護状況申告書と被看護者に係る診断書	④ ⑤	被看護者が乳児(0歳)の場合は、家庭において医療的ケアが常時必要でなければ保育の必要性は認められません。 また、申告の内容によっては常時看護していると認められない場合があります。
(6)求職活動	求職活動状況報告書	⑥	入所申込日から1か月以内に行った求職活動実績がある場合は記入
(7)就学	在学証明書 合格通知書など		在学期間や在学時間が記載されている資料を添付
(8)職業訓練	受講証明書		受講期間や受講時間が記載されているもの

（表３）該当の場合のみ必要な書類

(1)生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
(2)ひとり親世帯	下記が記載されている戸籍謄本の写し ①入所希望の児童の親権者　②離婚の場合は離婚日 ※離婚調停中の場合は、P17FAQのQ7参照。 ※親権者と監護者が異なる場合はご連絡ください。
(3)申込児童が手帳等を所持している世帯	申込児童の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し 申込児童が特別児童扶養手当の対象である場合、その受給がわかる書類の写し ◆保護者や兄弟姉妹、祖父母など同一世帯に属する者が在宅障がい者に該当する場合は、入所決定後にP15「在宅障がい者同居世帯に係る保育料の軽減」を確認してください。

(5)入所申込の注意点

◆入所利用調整

入所可能な人数以上の入所申込があった場合は、入所利用調整基準（P9・10 参照）に基づき指数を定め、指数の高い順に入所利用調整を行います。結果によっては入所できない場合があります。松江市は、指数が同点となった場合は AI 入所選考システムによりランダムに入所利用調整を行います。

◆松江市外在住で松江市内の保育施設を希望する児童の取り扱い

松江市外に住民登録をしている児童は居住する自治体をとおして、松江市の児童の入所利用調整後に入所の可否を決定します。既に入所可能枠を満たしている場合は入所できません。ただし、保護者が松江市内の保育所等に月120時間以上勤務する保育士の場合は、待機児童対策として保育士確保の観点から松江市の児童と同時に入所利用調整を行います。※入所日までに松江市に転入する場合は、P17FAQのQ3参照。

◆医療的ケア

日常生活において医療的ケアが必要な子どもは、事前に地区担当保健師またはこども家庭支援課子育て保健係にご相談ください。入所決定しても、保育所等で対応ができないと判断された場合は、認定解除をすることがあります。

◆提出書類の返却

入所申込に必要な書類は、一度提出されると返却できません。控えが必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

◆申込の取下げ

入所申込を取下げる場合は、入所申込締切日までに「保育所等入所申込取下届⑧」の提出が必要です。

◆育児休業の延長

保育所等に入所できず、育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類については、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。 P18FAQのQ11参照。

◆入所決定の取り消し

入所申込の内容に誤り、虚偽があった場合は入所決定を取り消します。(P11.4(3)参照)

◆ならし保育の実施

入所児童が新しい環境である保育所等での生活に慣れるため、入所日から2週間程度、保育時間を半日程度から徐々に延ばしながら保育を実施します。ならし保育の期間中も保育料に変更はありません。

(6)市外の保育所等への入所申込

松江市に住民登録をしているが、松江市外にある保育所等の利用を希望する

勤務先が松江市外にある場合や里帰り出産をする場合など、松江市に住民登録している児童でも松江市外にある保育所等への入所申込ができます。

松江市を通じて希望する保育所の所在する市区町村に受入の依頼をします。希望する市区町村に申込締切日や必要な書類をご確認したうえで、事前に保育所幼稚園課認定入所係にお問い合わせください。

（市外の児童の受入を行っていない自治体もあります）

※希望する市区町村の申込締切10日前までには松江市に書類を提出してください。不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

※入所期間は該当年度の年度末までになります。次年度も希望する場合は改めて新規申込が必要です。

松江市認可保育所入所利用調整基準

（令和9年4月入所利用調整以降適用）

※基礎指数に調整指数を加算するもの。

	保護者の状況			父	母
基礎指数	就労・就学・職業訓練	入所月の雇用等状況	1月当たり160時間以上	50	50
			1月当たり140時間以上160時間未満	45	45
			1月当たり120時間以上140時間未満	40	40
			1月当たり100時間以上120時間未満	35	35
			1月当たり80時間以上100時間未満	30	30
			1月当たり60時間以上80時間未満	25	25
			1月当たり48時間以上60時間未満	20	20
			法人経営者、個人事業主、自営業専従者及び家族従業者（雇用保険非加入）で就労に従事していることを証明する書類の提出がない場合及び国外在住者で書類の提出がない場合	0	0
	求職活動		求職活動を継続的に行っている場合	10	10
	疾病・障がい		身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B又は精神障害者保健福祉手帳1～2級	50	50
			医師の診断により保育困難	45	45
			医師の診断によりやや保育困難	15	15
	妊娠・出産		産前・産後	-	50
	同居親族の常時介護		介護保険制度の要介護条件区分において要介護3以上の認定を受けた者の常時介護	50	50
			介護保険制度の要介護条件区分において要介護2の認定を受けた者の常時介護	45	45
			重症心身障害児・者（重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者）の常時介護 ※身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳A（重度）	50	50
			重度の障がいを有する者の常時介護 ※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A（重度）又は精神障害者保健福祉手帳1～2級	45	45
	同居親族の常時看護		医師の診断により常時看護及び常時医療的ケアの必要性が認められる者の常時看護	45	45
			医師の診断により常時看護の必要性が認められる者の常時看護	40	40
	災害復旧		火災等による家屋の損傷復旧、その他災害復旧に従事	60	60

※育児休業中の継続利用は入所利用調整の対象となりません。ただし、利用調整により小規模保育事業施設に入所し、育児休業中に育了予定の場合、入所利用調整の対象とします。
なお、父または母あるいは父母双方が育児休業中の場合、その者の基礎指数は0点とし、必要に応じて調整指数を加点するものとします。

調整指数	生活保護世帯である場合	60
	離婚を前提とした調停中・裁判中であり、事件係属証明書の提出がある場合	75
	ひとり親家庭である場合	85
	児童虐待又は配偶者暴力のため社会的養護が必要な場合（里親委託が行われている場合を含む。）	300
	両親が失業又は無職により就労の必要性が高い世帯で生活保護を受給していない場合	30
	申込児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合 申込児童が特別児童扶養手当の支給対象児童である場合	10
	申込児童が医療的ケア児である場合 ※入所を希望する保育所等において医療的ケア（医行為）の対応が可能である場合に限り適用する。	400
	申込児童が連携施設の設定がない小規模保育事業施設又は企業主導型保育事業施設を育了予定である場合	15
	申込児童が多胎児（双子以上）である場合	25
	申込児童に同居する就学前の兄弟姉妹がいる場合	15
	申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して入所申込する場合 ★ ※申込児童の兄姉が在籍する保育所等の連携施設は対象とならない。	10
	申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して転園申込する場合 ★ ※申込児童の兄姉が在籍する保育所等の連携施設は対象とならない。	15
	申込児童が転園申込する場合 ※申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して転園申込する場合を除く。	−15
	申込児童の弟妹は入所申込をせずに家庭保育する場合 ※当該弟妹が疾病・障がいにより集団保育できないため、やむを得ず家庭保育している場合を除く。	−40
	申込児童又はその兄弟姉妹が同一年度内の入所（予約枠を除く。）を辞退したことがある場合	−25
	申込児童又はその兄弟姉妹が同一年度内の予約枠入所を辞退したことがある場合	−50
	利用調整時に保育料等（兄弟姉妹分を含む。）を納付期限から6月以上滞納（一部滞納を含む。）している場合 ※ただし、分納誓約をし、かつ、履行している場合は適用を猶予する。	−100
	松江市内の認可保育所又は認定こども園において、保育士（みなし保育士のうち、保健師、看護師及び准看護師を含む。）、保育教諭又は調理員（管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者に限る。）として就労する場合又は松江市内の児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士として就労する場合 ※妊娠・出産、育児休業中、病気療養中などで就労していない場合は適用とならない。 ※同一年度内の入所を辞退したことがある場合、転園希望者である場合又は利用調整時に保育料等（兄弟姉妹分を含む。）を6月以上滞納（一部滞納を含む。）している場合は適用しない。 ※父及び母が該当する場合であっても二重に加点しない。	勤務時間が月120時間以上 50 月120時間未満 10
	松江市内の認可保育所又は認定こども園の運営法人が同市内で運営する放課後児童クラブ又は放課後等デイサービスにおいて、放課後児童支援員、児童指導員又は保育士として就労（当該認可保育所又は認定こども園での労働時間を含む。）する場合 ※妊娠・出産、育児休業中、病気療養中などで就労していない場合は適用とならない。 ※同一年度内の入所を辞退したことがある場合、転園希望者である場合又は利用調整時に保育料等（兄弟姉妹分を含む。）を6月以上滞納（一部滞納を含む。）している場合は適用しない。 ※父及び母が該当する場合であっても二重に加点しない。 ※父又は母を保育士、保育教諭、調理員又は児童指導員として加点する場合は、父又は母が放課後児童クラブ等の放課後児童支援員等であっても加点しない。	勤務時間が月120時間以上 25 月120時間未満 5

★ 申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して入所申込する場合（＋10点）又は転園申込をする場合（＋15点）は、
兄姉が在籍する保育所等のみの申込をした場合に限ります。
第2希望以降に別の保育所等の入所希望がある場合は加点しません。

【連携施設（令和8年4月時点）】

●「たまちこども園」と、「たまち乳児保育園」又は「たまち母衣保育園」
●「わらべのその」又は「融合こども園」と、「融合乳児園」
●「みつき保育園」と、「みつき乳児保育園」
●「みのり保育園」と、「みのり乳児保育園」
●「こばと保育園」と、「こばと小規模保育園」
●「玉湯さくら保育園」又は「第2玉湯さくら保育園」と、「玉湯さくら乳児保育園」

4. 入所決定から入所日まで

(1)保育所等での面接の実施

入所決定通知に同封されている誓約書、健康診断書、生活調査書等を面接時に保育所等に提出してください。面接により、集団生活が困難と認められるときは、入所決定を取り消す場合があります。 ※入所保留(不承諾)の場合は P17FAQ の Q6 参照。

(2)保育時間(保育必要量)の認定

就労時間等に合わせた保育時間(保育必要量)を認定します(入所決定通知に同封)ので確認をしてください(既に入所している兄弟姉妹がいる場合も同様に認定します)。

(3)入所決定の取り消し(入所申込時と状況が変更する場合(退職、転職等))

入所決定後に申込書類の内容から変更等があることがわかった場合は、**入所決定を取り消しとなる場合があります。至急、保育所幼稚園課認定入所係へ連絡してください。**

変更後の調整指数で利用調整をした結果、不承諾の申込者が本来であれば入所できていた場合、入所決定を取り消し、判明した月の月末で退所していただきます。保育所等への入所をご希望の場合は、改めて入所を申し込んでください。入所決定の取り消しの時期によっては、翌月は家庭保育をしていただくこととなります。

(例)育児休業から復帰する予定だったが、退職し、転職や求職活動をする。
※入所中の兄弟姉妹も認定変更または退所の対象となることがあります。

(4)入所する月の前月末までに必要な手続

次に該当する場合は手続をしてください。(面接時に保育施設から申告書を受け取ってください)

◆多子世帯の保育料等の軽減に該当する場合

P15「多子世帯の保育料軽減」を確認し、該当する場合は届出をしてください。

◆同一世帯に属する障がい者が在宅障がい者に該当する場合

P15「在宅障がい者同居世帯に係る保育料軽減」を確認し、該当する場合は届出をしてください。

◆入所決定後に入所を辞退する場合

「保育所等入所辞退届⑭」を提出してください。

◆育児休業取得中または育児休業終了後に勤務先を退職(転職)する場合

保育所幼稚園課認定入所係へ連絡してください。(入所決定取消または退所になる場合があります。)

5. 入所してから

(1)育児休業から復帰する場合

職場復帰月の月末までに在籍している保育所等へ「復職証明書⑩」を提出してください。

※育児休業から復帰する予定だったが、退職し、転職や求職活動をする場合、入所決定を取り消す場合があります(上記(3)入所決定の取り消し参照)。
また、育児休業中の継続利用で入所中の児童について、育児休業を取得している事業所を離職する場合は、P18FAQ の Q16をご確認ください。

(2)入所後に状況の変更があった場合

入所後に下記の変更がある場合は、変更の手続を行ってください。

※同居親族の変更、婚姻や離婚、生活保護の受給・廃止、所得等の修正申告など、変更の内容によっては保育料の変更を伴う場合があります。

注:表中のⒶは、「子どものための教育・保育給付認定・変更申請書Ⓐ」のこと
表中のⒸは、「子どものための教育・保育給付認定・変更申請書Ⓒ」のこと

変　更　内　容	必要な書類等
①　住所・電話番号の変更	・「記載事項変更届⑫」
②　同居親族の変更 （例）父の単身赴任、祖父母との別居、同一世帯員が身体障害者手帳等の交付を受けた、児童の兄弟が別居した場合など	・「記載事項変更届⑫」 ・多子世帯の軽減及び在宅障がい者同居世帯に係る保育料等の軽減の対象者は各制度の届出
③　結婚・離婚	・Ⓐと「戸籍謄本の写し」の提出 ・離婚の場合は、離婚後の児童の「健康保険証の写し」も提出してください。 ※その他必要な書類等は別途依頼します。
④　転職、勤務地及び就労時間の変更	・Ⓒと「就労証明書①」の提出
⑤　妊娠・出産（産前産後休暇の取得）	・Ⓒと「母子健康手帳の写し」の提出 ※産前休暇に入る前に提出してください。
⑥　育児休業の取得 ※育児休業中の退職・転職は注意が必要です。P18FAQ の Q16を参照してください。	・Ⓒと「就労証明書①」の提出 ※産前産後休暇及び育児休業期間の記入があるもの （母については、**証明日が出生日以降**の就労証明書の提出が必要です） ●弟妹のためにパパ育休制度（産後4週間程度）を取得する場合 1か月以上休職する場合は「就労証明書①」の提出が必要です。 月の1日が育休となる月は「育児休業中の継続利用」の認定で保育短時間になります（P18FAQ の Q14参照）。 ●入所後にその児童のために2回目の育児休業を取得する場合 P18FAQ の Q15参照
⑦　妊娠・出産または育児休業からの職場復帰	・Ⓒと「就労証明書①」の提出 ※職場復帰日（確定）の記入があるもの ※下の子を家庭保育しながら就労復帰するなどの場合は、事前にその状況を説明していただく必要があります。
⑥ 離職	○求職活動を始めた場合 ・Ⓒと「求職活動状況報告書⑥」の提出 ※退職月の末日から2か月以内に「就労証明書」を提出できない場合は求職活動の認定期間満了（3か月）をもって退所となります。
	○離職後に求職活動をせず、保育所等を退所する場合 保育所幼稚園課認定入所係へ連絡してください。
⑦ その他 （例）所得税の修正申告、生活保護受給・廃止の場合など	保育所幼稚園課へ連絡してください。内容に応じて必要書類は保育所幼稚園課認定入所係から案内します。

（3）保育所等の長期休所・退所

(1)長期休所する場合	保育所等を長期休所する場合は、最長で2か月間を目安として認めています。必ず保育所等にご連絡ください。 ※保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の方で里帰り出産をされる場合の兄姉の長期休所は、最長3か月間を認めています。 理由なく連絡もないまま長期間休所された場合、家庭保育可能と判断し、保育の実施を解除する場合があります。 なお、休所の場合も保育料は通常どおりお支払いいただくこととなります。
(2)退所する場合	退所する場合は、退所することが確定した時点で速やかに退所届（用紙番号⑪）を入所している保育所等に提出してください。口頭で退所はできません。 この退所届のご提出がない場合は、在籍扱いとなるため保育料をお支払いただきますのでご留意ください。

(4)月途中での保育時間(保育必要量)の変更

月の途中で保育を必要とする事由が変更となったことに伴い、保育時間(保育必要量)が変更になる場合は、次のように取り扱います。

例1)求職活動(保育短時間) → 就労(120時間以上で保育標準時間)に変更となった場合	
保育時間	変更申請のあった日の翌日から変更
保育料	変更申請のあった日の翌月から変更

例2)就労(120時間以上で保育標準時間) → 求職活動(保育短時間)に変更となった場合	
保育時間	離職月の翌月から変更 ※ただし、離職月の翌月以降に変更申請された場合は、変更申請のあった日の翌日から変更となります。 ※保育短時間の前後は延長保育となりますので、延長保育料が別途徴収されます。
保育料	離職月の翌月から変更 ※ただし、離職月の翌月以降に変更申請された場合は、変更申請のあった日の翌月から変更となります。

※変更申請のあった日が1日の場合は、当日からの変更となります。

6. 保育料

保育所等は、大部分を公費負担(国、県及び市の負担金)で運営していますが、保護者には保育所等の運営に必要な経費の一部を保育料として毎月負担していただきます。保育料の月額は各世帯の市町村民税所得割課税額と児童の年齢によって決まります。保育所等の運営形態(公立・私立)で保育料は変わりません。
3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保育料は無償となります。また、0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもで市町村民税非課税世帯の場合も保育料は無償となります。

(1)保育料の決定方法

保育料は、保護者(父・母)の市町村民税所得割課税額の合計・入所児童の対象年齢・保育時間により決定します。場合によっては、保護者の市町村民税所得割課税額や所得金額等を確認するため下記の書類を提出していただくことがあります。提出が必要な場合は、松江市からお知らせします。

(必要書類)

(ア) 個人事業主等の場合
　6月頃市町村長から送付される、「市民税・県民税納税通知書及び課税明細書」の写し
　※寄附金・住宅借入金控除などの控除額も記載されていること。
(イ) 非課税(配偶者等の扶養になっている)の場合
　「市民税・県民税非課税証明書」 ※1 月 1 日に住所があった市町村で発行
(ウ) (ア)または(イ)の書類がない場合
　「市民税・県民税課税証明書」
　※寄附金・住宅借入金控除などの控除額も記載されていること。

※市町村民税所得割課税額の計算には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

保護者(父・母)の1年間の収入の合計が120万円未満で、かつ、保護者以外(祖父母など)が児童の健康保険の扶養者になっている場合は、当該扶養者を「家計の主宰者」とし、算定対象に含めて保育料等を算定します。 **当該扶養者「家計の主宰者」は、児童と別居していても対象になります**

保育料の切替え（毎年4月と9月）

令和9年4月～8月分の保育料	令和9年9月～令和10年3月分の保育料
令和8年度市町村民税により決定 （令和7年中の収入に基づく市町村民税）	令和9年度市町村民税により決定 （令和8年中の収入に基づく市町村民税）

- ◆ 未申告や税の証明書が未提出の場合、松江市保育所等保育料表（P21）の最高階層を保育料として決定します。税の申告や書類の提出を必ず行ってください。
- ◆ 児童手当の現況届用所得課税証明書では保育料を算定できない場合があります。
- ◆ 該当年度の1月1日以降に指定都市にお住まいだった場合は、市民税所得割の課税標準額が8%となっている場合がありますが、保育料については、税率 6%で算定します。
- ◆ 市町村民税の賦課期日において国内に住所が無い場合は、所得額や社会保険料及び配偶者等の扶養親族の状況を基に計算した市町村民税所得割課税額（国内と海外の給与の合算）を当該年度の市町村民税所得割課税額とみなして保育料を算定します。

（2）保育料の変更

保育料は月額で決定します。保育を必要とする事由の変更に伴い保育料が変更になる場合は、原則、申請月の翌月から変更になります。ただし、以下の事由の場合は、変更時期が異なります。

- ◆ 生活保護の受給開始、停止または廃止のとき：事由が発生した月から変更
- ◆ 保護者などの異動があったとき（婚姻や離婚、同居障がい者との同居解消など）

 事由が発生した月の翌月から変更（事由発生日が 1 日の場合は当月から）

（3）保育料の納付 ※私立認定こども園・小規模保育事業施設は施設へ直接納付

- ◆ 保育料の納付期限・・・・・毎月末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）
- ◆ 保育料の納付は各金融機関の口座振替を推奨しています。
- ◆ 納付期限までに納付できなかった場合は、納付期限から20日以内に『督促状』を発送します。指定の期日までに納付されなかった場合には、延滞金の徴収、児童手当からの特別徴収、預貯金等の差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

（4）保育料の口座振替 ※私立認定こども園・小規模保育事業施設は施設へ直接納付

- ◆ 口座振替を希望する方は、所定の申込用紙（市内の金融機関の窓口に置いてあります）を直接金融機関へ提出してください。口座振替の開始は提出された月の翌月分または翌々月分からとなります。なお、振替手数料はかかりません。

 ※山陰合同銀行の口座から振替を希望される場合、インターネット上からも口座振替の申込ができます。詳細は、松江市ホームページをご覧ください。
- ◆ 口座振替の手続が完了すると20日頃に「保育料納入通知書」を送付します。手続が完了していない場合は納付書を送付しますので、納付書でお支払ください。
- ◆ 兄姉が既に入所（私立認定こども園・小規模保育事業施設は除く）し口座振替を利用している場合は、新規入所する児童も同じ口座から口座振替をしますので、手続は不要です。
- ◆ 認可保育所間で転園した場合は、登録中の口座から引き続き口座振替をいたします。ただし、私立認定こども園・小規模保育事業施設は改めて手続が必要です。
- ◆ 氏変更をした場合は、改めて口座登録が必要です。

（5）給食費等の保護者負担 ※詳しくは保育所等にお尋ねください。

- ◆ 3歳児クラス以降は、給食費を各保育所等で徴収します。
- ◆ 一部の認定こども園では、特定負担額（施設維持費、特別負担金など）の徴収があります。
- ◆ 副食費減免（3歳児クラス以降の児童が対象）の変更は申請した月の翌月からになります。

令和9年度松江市保育所等保育料表は P21 参照

7. 多子世帯の保育料軽減

◆0～2 歳児の第 2 子以降の児童で、次のいずれかに該当する場合は、保育料が減額または無料になります。

対象の児童	世帯の要件	保育料	申告有無	備考（申告に必要な書類等）
第 3 子以降の児童	保護者が扶養している 18 歳以下の**同居の**兄姉が 2 人以上いる	無料	不要	－
	保護者が扶養している 18 歳以下の**別居の**兄姉を含めて、兄姉が 2 人いる		**必要**	『多子世帯状況申告書』と、**別居の**兄姉の健康保険証の写しの提出が必要です。
	保護者が扶養している 19 歳以上*1**の**兄姉を含めて、兄姉が 2 人いる			『多子世帯状況申告書』と、**19 歳以上の**兄姉の健康保険証の写しの提出が必要です。
第 2 子の児童	保育所等に入所している第 1 子がいる	半額	不要	－
	保護者が扶養している第 1 子が小学生以上で、市町村民税所得割課税額が **57,700 円未満**	半額	**必要**	**第 1 子が 19 歳以上もしくは 18 歳以下で別居している場合は**『多子世帯状況申告書』と、兄姉の健康保険証の写しの提出が必要です。
	ひとり親世帯で、市町村民税所得割課税額が **77,101 円未満**	無料		

*1 「19 歳以上」とは、多子軽減が適用される年度に 19 歳になる兄姉を含みます。

※ 兄姉が別居している場合は、学生証等の写しの提出を求めることがあります。

◆11 階層以上の世帯で（P21「保育料表」）、第 1 子にも第 2 子にも保育料の負担がある場合、保育料の世帯上限額を次のとおりとし、第 2 子の保育料をさらに減額します。

保育料の世帯上限額

11～13 階層 55,000 円	14 階層 60,000 円	15 階層 65,000 円	16 階層 70,000 円

8. 在宅障がい者同居世帯に係る保育料軽減

児童本人または同居する家族が「在宅障がい者」に該当する場合で、世帯の市町村民税所得割課税額が 77，101円未満の場合、0～2歳児の児童の保育料が減額または無料になります。（3～5歳児は無償化）

対象の児童	世帯の要件	保育料	備考（申告に必要な書類等）
第 1 子の児童	児童本人、または同居する家族が在宅障がい者で、市町村民税所得割課税額が **77,101 円未満**	標準時間 2,000 円 短時間 1,900 円	『在宅障がい者同居世帯状況申告書』と、当該者の障害者手帳等の写しの提出が必要です。 ※保護者が「疾病・障がい」を事由に保育所を利用しており、障害者手帳等の写しを提出している場合は申請不要です。
第 2 子の児童	児童本人、または同居する家族が在宅障がい者で、市町村民税所得割課税額が **77,101 円未満** （ただし、第 1 子も保護者が扶養していること）	無料	

「在宅障がい者」とは

次のいずれかに該当し、障害者支援施設等に入所または医療機関等に入院していない**在宅の人**

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの障害者手帳の交付を受けている。

②特別児童扶養手当の支給対象児童である。

③国民年金の障害基礎年金の受給者である。

9. 3歳児～5歳児の副食費免除(負担減免)

3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童の保育料は無償となります。ただし、保育所等で提供する給食に係る費用については、毎月保護者が負担することになりますが、以下の条件に該当する場合は、給食費のうちの副食費(おかず代)を免除します。

対象の児童	世帯の要件	副食費	申告有無	備考(申告に必要な書類等)
第3子以降の児童	保護者が扶養している18歳以下の同居の兄姉が2人以上いる	免除	不要	－
	保護者が扶養している18歳以下の別居の兄姉を含めて、兄姉が2人いる		必要	『多子世帯状況申告書』と、別居の兄姉の健康保険証の写しの提出が必要です。
	保護者が扶養している19歳以上の*1兄姉を含めて、兄姉が2人いる			『多子世帯状況申告書』と、19歳以上の*1兄姉の健康保険証の写しと学生証等の写しの提出が必要です。
市町村民税所得割課税額が右記の世帯の児童*2	57,700円未満の世帯		不要	ただし、令和8年1月1日以降に市外から転入した等の場合、課税証明書等の提出を求めることがあります。
	77,101円未満で、ひとり親世帯			
	77,101円未満で、在宅障がい者同居世帯(P15参照)		必要	『在宅障がい者同居世帯状況申告書』と、当該者の障害者手帳等の写しの提出が必要です。 ※保護者が「疾病・障がい」を事由に保育所を利用しており、障害者手帳等の写しを提出済みの場合は申請不要です。

*1「19歳以上」とは、多子軽減が適用される年度に19歳になる兄姉を含みます。
*2 令和8年度分の市町村民税所得割課税額が免除要件であれば、令和9年4月分から令和9年8月分の副食費が免除になります。
令和9年度分の市町村民税所得割課税額が免除要件であれば、令和9年9月分から令和10年3月分の副食費が免除になります。

※幼稚園または認定こども園に通う1号認定(教育標準時間認定)の子どもは、対象となる市町村民税所得割課税額が違います。(77,101円未満の世帯の児童が該当)
※認可外保育施設および島根大学附属幼稚園に通う児童については免除対象外となります。

※『多子世帯状況申告書』と『在宅障がい者同居世帯状況申告書』は、年度ごとに提出する必要があります。

※保育料の軽減は、世帯の要件の対象となった月の翌月以降から年度ごとに適用となりますが、副食費の免除は、申告月の翌月以降から年度ごとに適用となります。

※「保護者が扶養している」とは、所得税や市民税、健康保険などの扶養親族となっている場合をいい、地方税法に規定する「生計を一にする」と同義となります。

※7～9における市町村民税所得割課税額とは、控除前の課税額です。
(寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲所得割額の控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません)



10. よくある問い合わせ（FAQ）

Q1　空き枠のない保育所等に入所申込はできますか？

A. できます。
≪補足≫入所申込締切後の転園などにより空きが出ることもあります。

Q2　複数の保育所等を希望する場合、希望順位の高い保育所等の方が入所しやすいですか？

A. 希望順位が高いから入所しやすい訳ではありません。
≪補足≫希望順位にかかわらず、希望された保育所等で空き枠のある全保育所等について入所利用調整を行います。複数の保育所等に入所できる場合には、希望順位の高い保育所等で入所決定します。

Q3　松江市への転入予定で現在、市外在住ですが入所申込はできますか？

A. できます。ただし、入所時点で住民票が松江市にあることが条件となります。
≪補足≫松江市の様式で松江市に申込をしてください。
スマート申請の詳細につきましては松江市ホームページをご覧ください。
※「松江市に住民票がない方用」のフォームで申請してください。マイナンバー認証が必要です。
（例）令和9年4月入所が決定し、令和9年4月2日に松江市の窓口で転入の届出をする場合
令和9年4月1日までの日付で松江市に住民登録するように手続を行ってください。
※事務の都合上、3月31日までに転入手続きを完了してください。

Q4　就労していませんが、出産の前後に兄姉を保育所等に入所させることができますか？

A. できます。入所希望月の入所申込締切日までに入所申込をしてください。
≪補足≫入所が可能な期間は、出産予定日の前8週（多胎児は14週）が属する月の初日から、出産日（出産予定日で認定した場合は出産予定日）から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日までです。
入所利用調整の結果によっては入所できない場合もあります。

Q5　現在育児休業中ですが、上の子も下の子も保育所には入所していません。復職は1年以上先ですが、上の子だけでも保育所に入所できますか？

A. できません。復帰月の前月1日または当月1日に入所申込してください。

Q6　保留（不承諾）となりましたが、次月以降も入所申込が必要ですか？

A. 4月入所が保留（不承諾）であった場合、5月以降も継続して入所を希望される場合は申込みが必要です。
≪補足≫令和9年5月入所以降に申し込みをされた方については、令和10年3月入所まで自動的に毎月入所審査を行います。なお、希望する保育所等の変更・追加がありましたら、申込締切日までに保育所入所変更届（用紙番号⑨）を提出してください。

Q7　離婚をする予定ですが、入所申込に必要な相手方の書類は必要となりますか？

A. 離婚調停中の場合は、家庭裁判所が発行する「事件係属証明書」の提出があれば、相手方の就労証明書等の必要書類は不要です。ただし、相手方についても申請に当たっての同意事項への同意及び個人番号の提示が必要で、入所後の保育料は、離婚が成立するまで相手方の市町村民税所得割課税額も含めて計算します。離婚を前提として協議をしている場合は、客観的にひとり親世帯とみなすことができないため、通常どおり父母の保育を必要とする理由を証明する書類の提出が必要です。

Q8　DVで避難していますが、どのような入所申込になりますか？

A. 裁判所による保護命令または母子生活支援施設の施設長が発行する在所証明などの提出があればひとり親とみなして入所申込ができます。様々なご事情があろうかと思いますので、事前にご相談ください。

Q9　上の子が2月から求職活動で入所中です。下の子を4月入所で申し込むことはできますか？

A. できます。
≪補足≫3月末までに就労証明書を提出する必要があります。提出できなかった場合、下の子の4月入所が既に決まっていたとしても、上の子も下の子も4月末で退所となります。

Q10　求職活動中です。上の子は1月入所、下の子は4月入所で申し込むことはできますか？

A. 本来は兄弟姉妹を同時に申込いただくことが望ましいですが、やむを得ない事情があれば時期をずらして申し込むことはできます。

≪補足≫上の子は1月入所が決まった場合、2月末までに就労証明書を提出できないと3月末で退所となります
仮に2月末までに就労証明書が提出できなかった場合、求職活動は連続して認定することができませんので、下の子は4月入所をすることができません。したがって、下の子の4月入所審査は求職活動で配点し審査しますが、就労証明書が提出されるまでは仮決定となります。

Q11　育児休業を延長したいので保育所の入所保留（不承諾）通知書と申込書の写しが欲しいです。

A.入所保留となった場合は、入所保留（不承諾）通知を最初の1回のみ通知します。申込書の写しが必要となった場合、スマート申請を利用した方は、申込完了メールに添付された URL にログインし、「申請基本情報」と「申請内容」の必要な部分を印刷してください（必要な部分はハローワークにご確認ください）。保育所幼稚園課で写しの発行はいたしません。窓口申込をした方は、申込書の写しの交付申請が必要です。保育所幼稚園課へお越しください。電話での発行依頼の受付はいたしません。

※入所保留（不承諾）を目的とした保育所等の入所申込は厳に慎んでください。

≪補足≫育児休業の延長を目的として、保育所等への入所の意思がないにもかかわらず入所を申し込み、その保育所等に入所できなかったことを理由として育児休業の延長を申し出ることは、育児・介護休業法に基づく育児休業の制度趣旨に合致しているとは言えず、育児休業の延長の要件を満たさないことになります。　**【厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部作成チラシ抜粋】**

Q12　土曜日は就労していないと保育してもらえないんですか？

A.多くの保育所等では、土曜日は保育士が不足しがちであるため、保護者の理解の下で希望保育にしています。こどもは保護者と一緒に過ごしスキンシップを取ることで、心や情緒の安定に繋がりますので、土曜日にご家庭での保育が可能な場合は、家庭保育にご協力いただき、お子様と一緒に過ごしましょう。
ただし、保護者の体調不良や通院などでこどもを家庭で保育することがが困難な場合は、就労に限らず土曜保育を遠慮なくご利用ください。

Q13　0歳児の最短の入所日はいつになりますか？

A.入所を希望する保育所等の受入可能日齢を確認してください。
（例）受入可能日齢が 57 日となっている保育所の場合
3月2日生まれの乳児　⇒日齢が 57 日となる4月28日から入所可能
4月入所申込をした場合は、4月28日からの入所となります。5月入所申込をした場合は5月1日が入所日となります。なお、月途中に入所された場合は、保育料が日割り計算となります。

Q14　パパ育休制度を取得し「就労証明書①」を提出したらどうなりますか？

A.月の1日に育児休業を取得している月が「育児休業中の継続利用（保育短時間）」の認定になります。
提出した「就労証明書①」の項目16「育休延長可否」の内容により認定期間と手続きが異なります。
●「可」または「可（予定）」にチェックされている場合
認定終了日：月途中でも月末が認定終了日
手続き　：「復職証明書（色紙）」を復帰前までに園へ提出。
●「否」にチェックされている場合
認定終了日：記載された育児休業の最終日
手続き　：無し（自動的に父の事由が就労にもどります）

Q15　入所後にその児童のために2回目の育休制度を取得する場合はどうなりますか？

A. 育児休業から復帰し保育所入所した後に、保護者のいずれかが入所した児童のために1か月以上の育児休業を取得する場合は、その児童は退所になります。

Q16　育児休業中に退職や転職をしたらどうなりますか？

A. 育児休業中の継続利用で入所中の児童については、育児休業取得中の事業所を離職する場合、離職日の属する月末で退所となりますが、途切れることなく「求職活動」以外の保育必要事由で認定できるときに限り、入所の継続を可能とします。
育児休業から復帰する予定で申込し入所決定した児童については、入所決定を取り消す場合があります（P11　4（3）入所決定の取り消し参照）。

11. その他の子育て支援サービス

松江市では保育所等の保育以外にも以下のような子育てサービスがあります。
詳細は、個別のチラシ・パンフレット等でご確認ください。

(1)一時預かり事業(一時保育)

普段、保育所等の保育を利用していない児童が保護者の仕事、病気、冠婚葬祭、育児疲れ等で昼間一時的に保育ができないときに利用できます。施設により利用できる時間帯・利用可能な年齢が異なります。事前の登録や予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、直接実施している保育所等へお申込みください。

【問い合わせ先】 保育所幼稚園課運営係　･･･55－5498

(2)休日保育事業

日曜日・祝日に、保護者の仕事や病気・冠婚葬祭等で日中保育が必要な場合にお預かりする保育です。事前の登録・予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、実施している保育所等へ直接お申込みください。

松江市内では「にじいろ保育園」のみとなっております。(令和8年10月時点)

【問い合わせ先】 保育所幼稚園課運営係　･･･55－5498

(3)病児保育事業

児童が病気・病気回復期に、保護者の仕事、病気、冠婚葬祭等で保育ができない場合にお預かりするサービスです。利用にあたっては、病児保育ネット予約サービス「テオテ」への事前登録が必要です。スマートフォンから予約やキャンセルが、いつでも簡単にできます。

※登録の際には、母子健康手帳を手元に準備してください。

各施設の対象年齢については松江市ホームページをご覧ください。なお、障がいのある児童については、小学6年生までご利用できます。



「テオテ」にアクセスして、アカウントを作成し、利用したい施設に利用者登録をしておけば、利用したいときに簡単に予約をすることができます。

「テオテ」

【問い合わせ先】
保育所幼稚園課認定入所係　･･･55－5312

【実施施設(令和8年10月時点)】

- 松江市立病院　すこやか保育室(乃白町)　･･･60－8145
- 松江赤十字乳児院(南田町)　･･･67－3111
- つわぶきこども園のぎ　病児・病後児保育室(乃木福富町)　･･･61－5151
- 社会福祉法人開花　融合乳児園　保育室(比津町)　･･･28－2218
- つわぶきこども園やましろ　病児・病後児保育室(山代町)　･･･61－2678

【事前準備】

「テオテ」にアクセスしてアカウント作成 → 利用したい施設に利用登録 → 準備完了

【病児保育室を利用したいとき】

「テオテ」から施設に予約申込 → 医療機関を受診し医師連絡票を取得 → 施設に入室

(4)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

こどもの預かりや保育施設等への送迎など、子育てのサポートを受けたい人とサポートを行いたい人での助け合いを目的とした有償のボランティアサービスです。事前に登録(無料)が必要です。

【問い合わせ先】 まつえファミリーサポートセンター ‥‥ 32−0850

(5)訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前のお子様を育てている家庭で、一時的に家事やお子様の世話が必要なときに、松江市が認定した子育てホームサポーターが自宅に訪問してお手伝いします。なお、このサポートのご利用は保護者が在宅の場合となります。委託事業所またはこども家庭支援課家庭支援係にて登録手続(無料)が必要となります。

【問い合わせ先】こども家庭支援課家庭支援係(乃白町)‥‥60−8141

【委託事業所問い合わせ先】
・松江市シルバー人材センター ‥‥27−0888
・まごころサービス松江センター ‥‥25−5335
・ケアサービス松江 ‥‥55−7168
※上記委託事業所(3施設)については令和8年10月現在のものです。

(6)多胎児養育家庭サポート事業

ふたごちゃん、みつごちゃんを妊娠、育児している妊産婦さんの家庭へサポーターを派遣し、外出時の補助や日常の育児をお手伝いします。なお、このサポートは松江市に住所がある多胎妊婦、もしくは3歳未満の多胎児を育児する家庭のみが利用でき、1家庭あたり延48時間/年(みつごの家庭は延96時間/年)とします。指定事業所またはこども家庭支援課子育て保健係にて登録手続(無料)が必要となります。

【問い合わせ先】 こども家庭支援課子育て保健係(乃白町)‥‥60−8155

【指定事業所問い合わせ先】
・松江市シルバー人材センター ‥‥27−0888
・まごころサービス松江センター ‥‥25−5335
・ケアサービス松江 ‥‥55−7168
※上記指定事業所(3施設)については令和8年10月現在のものです。

(7)子育て短期支援事業

保護者の病気や出張等で、家庭での養育が困難になった児童を一時的にお預かりします。

【問い合わせ先】 こども家庭支援課こども福祉係(乃白町) ‥‥55−5484

【実施施設等】
・松江赤十字乳児院(0歳から2歳まで)
・双樹学院(3歳から就学前児童)
・安来学園(3歳から就学前児童)
・委託契約をした里親(0歳から中学校3年生まで)
・Aya母乳育児相談室(生後すぐから生後4カ月まで)
・松江市が契約する助産師(生後すぐから生後4カ月まで)

◎短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ‥‥1泊2日以上(7日間まで利用可能)

《次の理由などで家庭で育児ができないとき》
・保護者の病気、育児疲れ、看病疲れ
・冠婚葬祭、出張 など
※育児に関する相談や休息等が必要な母が、児童と一緒に母子生活支援施設でショートステイを行うことができます。

◎夜間養護当(トワイライトステイ)事業 ‥‥17:00〜翌朝8:00まで

保護者の仕事などの理由により夜間に不在となり家庭において児童の育児ができないとき

(8)まつえの子育てAIコンシェルジュ

〜子育ての困りごとLINEでどうぞ〜

LINEの友達登録をするだけで、妊娠期から就学前までの子育てに関する問い合わせがいつでもできるサービスです。

【問い合わせ先】こども政策課こども政策係 ‥‥55−5666

まつえの子育て
AIコンシェルジュ

12. 保育料表

保育料については P13 参照

令和9年度　松江市保育所等保育料表（月額/円）

教育・保育給付2・3号認定

多子軽減（保育料減額関係）	世帯の階層区分（父母の市町村民税額合算）			保育料（注3）		国基準（参考）	
	階層	定義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	1	生活保護等世帯（注1）		0	0	0	0
	2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
所得割課税額57,700円未満の世帯 生計を一にする兄姉がいる第2子保育料半額	3B	市町村民税課税世帯	ひとり親等の世帯（注2）	1,500	1,450	9,000	9,000
	3		均等割のみの世帯	4,000	3,900	19,500	19,300
	4B～6B		ひとり親等の世帯（注2） 所得割課税額　77,101円未満	2,000	1,900	9,000	9,000
	4		所得割課税額　48,600円未満	7,000	6,800	19,500	19,300
保育所等同時入所の場合 2人目保育料半額	5		所得割課税額 48,600円以上～72,800円未満	10,000	9,800	30,000	29,600
	6		所得割課税額 72,800円以上～97,000円未満	13,000	12,700		
	7		所得割課税額 97,000円以上～115,000円未満	19,000	18,600	44,500	43,900
	8		所得割課税額 115,000円以上～133,000円未満	25,000	24,500		
	9		所得割課税額 133,000円以上～151,000円未満	30,000	29,400		
	10		所得割課税額 151,000円以上～169,000円未満	35,000	34,400		
2人目世帯上限額により保育料を減額調整	11		所得割課税額 169,000円以上～202,000円未満	40,000	39,300	61,000	60,100
	12		所得割課税額 202,000円以上～235,000円未満	44,000	43,200		
	13		所得割課税額 235,000円以上～301,000円未満	48,000	47,100		
	14		所得割課税額 301,000円以上～349,000円未満	52,000	51,100	80,000	78,800
	15		所得割課税額 349,000円以上～397,000円未満	56,000	55,000		
	16		所得割課税額　397,000円以上	60,000	58,900	104,000	102,400

（注1）生活保護等世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。

（注2）ひとり親等の世帯とは、ひとり親世帯、障害者手帳等の交付を受けた者同居家族がいる世帯などをいう。

（注3）令和9年4月1日時点で3歳以上の場合は、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となります。
年度途中で3歳になっても保育料は変わりません。

【多子軽減】

・同時に2人の子どもが保育所等に入所している場合は、2人目の保育料は**半額**になります。

・生計を一にする兄姉が2人以上いる子どもの保育料は**無料**になります（※松江市独自の制度）。

・所得割課税額57,700円未満の世帯は、生計を一にする兄姉がいる第2子の保育料は**半額**になります。

・所得割課税額77,101円未満のひとり親等の世帯は、生計を一にする兄姉がいる第2子の保育料は**無料**になります。

・11～16階層となる世帯の保育料の世帯上限額を次のとおりとします。2人目の保育料は**減額**となります。

世帯上限額	11~13階層55,000円　14階層60,000円　15階層65,000円　16階層70,000円

申請書等の記入例

様式第1号（第4条関係）

子どものための教育・保育給付認定・変更申請書　Ⓐ

記入例

（あて先）松江市長

令和 8 年 12 月 13 日

申請者（保護者）	フリガナ	マツエ　イチロウ	現住所	〒 690-8540 松江市末次町86番地
	氏名	松江　市郎　印 ※自署の場合は押印不要です。	現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒□□□-□□□□
日中の連絡先（電話番号）※確実に連絡の取れる順に記入してください。※各項目左詰めで記入してください。		① 000-0000-0000 ☑母携帯 □父携帯 □（　）	② 000-0000-0000 □母携帯 ☑父携帯 □（　）	③ □母携帯 □父携帯 □（　）
子ども 申請	フリガナ	マツエ　ハナコ	生年月日	□平成 ☑令和 7 年 3 月 13 日（□出産予定日）
	氏名	松江　花子	現況	☑家庭保育 □施設在籍
	障害者手帳の有無	☑無 □有	個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	在籍施設			

認定申請種別

- □ 教育・保育給付1号認定（教育認定）満3歳以上の就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難でないもの
- □ 教育・保育給付2号認定（保育認定）満3歳以上の就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ☑ 教育・保育給付3号認定（保育認定）満3歳未満の就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

前年度1月1日現在の住所	父	〒□□□-□□□□	母	〒□□□-□□□□
前々年度1月1日現在の住所	父	〒□□□-□□□□		

未婚であっても事実婚（内縁関係）の状態にある場合は、ひとり親世帯に該当しません。

ひとり親の場合は、戸籍謄本の写しの提出が必須です。

生活保護の適用：☑無 □有 □申請中　ひとり親世帯の該当性：☑無 □有　□死別 □離婚 □未婚 □離婚調停中

		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園又は単身赴任先
申請子どもの保護者および同居者（生計の中心者にチェックを記入）	1 ☑	マツエ　イチロウ 松江　市郎	父	☑昭和 □平成 60 年 10 月 10 日 個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	株）一一一
	2 □	マツエ　イチコ 松江　市子	母	□昭和 ☑平成 1 年 11 月 11 日 個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	松江市役所
	3 □	マツエ　ケンイチ 松江　県一	兄	□昭和 □平成 ☑令和 2 年 5 月 5 日	小学校進学予定
	4 □	マツエ　ケンジ 松江　県二	兄	□昭和 □平成 ☑令和 4 年 7 月	松江保育園
	5 □			□昭和 □平成 年 月 日	

未確定情報は予定で記入してください。

※申請子どもの扶養者（加入医療保険の扶養者の場合は、その扶養者の個人番号を記入してください。

祖父や祖母が申請子どもの医療保険の扶養者の場合は、その扶養者の個人番号を記入してください。

申請子どもの扶養者		□平成 年 月 日 個人番号

保育必要事由：該当する事由に☑を付けてください。（※教育・保育給付1号認定を申請する場合

父の事由	☑就　労 □求職活動	□疾病・障がい □就　学 □同居親族の常時介護 □職業訓練 □同居親族の □育児休業中
母の事由	☑就　労 □求職活動	□疾病・障がい □就　学 □同居親族の常時介護 □職業訓練 □妊娠・出産 □同居親族の □育児休業中

様式第1号（第3条関係）

保育所等入所申込書　Ⓑ

（あて先）松江市長

令和 8 年 12 月 13 日

保育所等への入所につき次のとおり申し込みます。

令和8年度1～3月入所を同時に申し込む場合は、2枚記入してください。

保護者	氏名	松江　市郎 ※自署の場合は押印不要です。	印
	住所	〒 690－0540 松江市末次町86番地	

入所申込児童	フリガナ	マツエ　ハナコ	生年月日	（□出産予定日）	性別	□男 ☑女	障害者手帳の有無	☑無 □有
	氏名	松江　花子	□平成 ☑令和	7 年 3 月 13 日				
	兄弟姉妹の状況	生計を一にする兄弟姉妹のうち □第1子 □第2子 ☑第3子以降						
	医療的ケアの要否	☑否 □要	医療的ケアの内容					

	希望順位	施設名
入所を希望する保育所等の名称	第1希望	松江保育園
	第2希望	宍道湖認定こども園
	第3希望	嫁ケ島幼保園
	第4希望	
	第5希望	

こちらに認定こども園を記入している場合は、「2・3号認定：保育認定」を選択していることになります。

保育の実施を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日	から	☑就学前まで □令和 年 月 日

兄弟姉妹同時に入所申込をする場合（許容可能な内容の番号にチェックを記入）	同一施設のみ入所可能（同保同時）		□ 1
	第1希望の入所希望（別保同時）	希望順位を優先	□ 2
		同一施設に入所を優先	□ 3
	第1～第5希望のうち1人でも入所可能（別保順次）	希望順位を優先	□ 4
		同一施設に入所を優先	□ 5

連携施設（系列施設）同士は同一施設とはみなされませんので、園に連携施設の確認をしてください。

幼稚園等の入園申込は、保育所等の入所申込とは別に幼稚園等で直接手続してください。

ポイント　申請書等のⒶⒷ様式の記入方法

（直接入力するため）

スマート申請での保育所等入所申込について

スマート申請のログイン方法などは、松江市ホームページを確認してください。
就労証明書などの証明書類を手元に準備してからログインしてください。
（申請や状況によってマイナンバー認証が必要です）

【申込方法】

①スマート申請にログインし、申込内容を入力
②就労証明書①等の書類をスマートフォンで撮影もしくはデータを添付する
　※申込内容入力時間は概ね２０分程度です。

【申込後の流れ】

①スマート申請で申込をすると申込内容の送信時にメールが自動配信されます。
※注意：この時点で申込は完了していません。
（スマート申請の対応ステータスは「受付済」）

↓

②不備がある場合は、電話連絡等を行い不備の内容について確認します。再提出が必要な場合は、差し戻しメールを送付します。修正後改めてスマート申請を行ってください。
（スマート申請の対応ステータスは　「処理中」・「差し戻し」）

↓

③不備がない場合は、申込完了のメールを送信します。
（スマート申請の対応ステータスは「完了」）

※申込締切日の17時15分までに申込完了メールが届かなかった場合は不受理となります。
　早めの手続きをしてください。
※休日（閉庁日）に申込をした場合は、翌開庁日以降に内容を確認します。

【スマート申請の二次元コード】

①4月入所申込

②4月入所以外の入所申込



※兄弟姉妹同時に入所申込をする場合は、子どもごとに必要な月の申込手続きをしてください。
※9年度4月入所申込をする場合は①、4月以外の入所申込をする場合は②手続きをしてください。
　9年度4月入所と8年度2月3月を併願する場合は、①②両方の申込手続きをしてください。

デジタル通知サービスを登録してください

昨今の郵便事情の変化により、郵便物の到達に遅れが生じるケースが見受けられます。そこで、保護者の皆様にご不便をかけないよう本市はデジタル通知サービスの活用を進めています。

<u>入所決定通知書などの入所及び認定に関する通知書に関して、原則デジタル通知でお送りいたします</u>ので、以下のとおりご登録いただきますようお願いいたします。

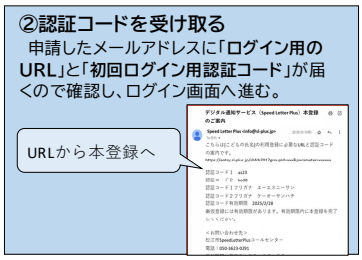
※一部通知書に関しては、郵送させていただく場合がございます。

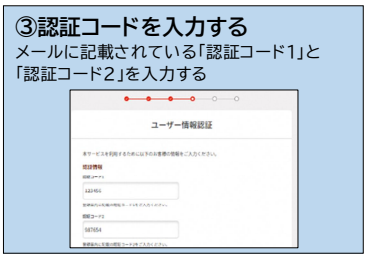
以下の QR コードよりデジタル通知サービスの利用申請をしていただき、その後返信メールに添付された URL から本登録に進んでください。

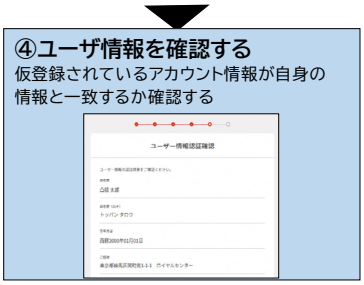
この QR コードから
登録に進んでください

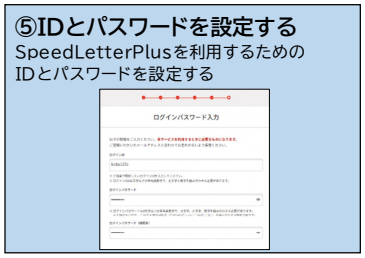


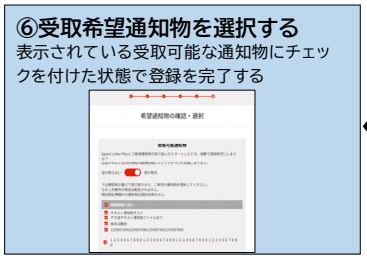


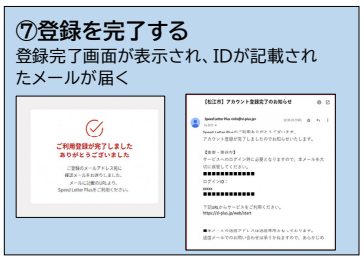












＜注意点＞
・登録には代表保護者のマイナンバーカードが必要です。
・利用登録の際の保護者情報は「代表保護者」の方の情報を入力してください。



※**代表保護者とは**：在籍中のこどもがいる場合は、そのこどもの中で一番上のこどもの新規入所申込申請時に申請保護者として記載された方。
本市から送付する保育料決定通知書、納付書などの宛先となっています。
初めて入所を申し込む場合は、保育所等に入所するこどもの新規入所申込申請時に申請保護者として記載された方。

マイナンバーカードをこれから申請されたい方は、松江市役所本庁舎1階市民課又は各支所市民生活課窓口にてご相談やお手続きしていただきますようお願いします。
お問い合わせ先：松江市市民課マイナンバー交付室（0852-55-5560）

必ず「令和9年度 入所のてびき」の内容を理解した上で申込をしてください。

◆郵送での入所申込
市外の遠隔地に居住しているなど市役所等に来庁することが困難で、オンライン「スマート申請」の利用も難しい場合は、入所申込書類を郵送で受け付けます。

〇指定郵送方法
簡易書留又はレターパックプラス
※郵送事故については一切関知しませんので、必ず指定した郵送方法で郵送してください。

〇入所申込書類以外に必ず同封する物
マイナンバーを証明する書類の写し及び本人確認書類の写し

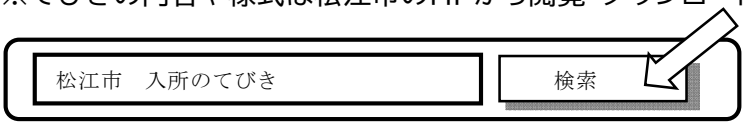
〇郵送期日
それぞれの入所申込期日必着（できるだけ早く郵送してください。）
※郵送期日までに入所申込書類が届いても不備があった場合は、入所申込を受け付けられませんので、ご承知おきください。

〇宛先
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
松江市役所 保育所幼稚園課 認定入所係
※郵送された入所申込書類及び同封物は返却しませんので、ご留意ください。

◆幼稚園または認定こども園（1号認定）の入所申込は、保育所等の申込とは別に幼稚園等で直接手続きをしてください。

申込・問い合わせ先	入所申込	広域入所 保育料納入	取下届出 辞退届出
松江市保育所幼稚園課認定入所係 （松江市役所本庁１階 12番窓口） ０８５２－５５－５３１２	○	○	○
松江市こども家庭支援課家庭支援係 （松江市保健福祉総合センター１階）	○	×	×
各支所市民生活課	○	○	×

※てびきの内容や様式は松江市のHPから閲覧・ダウンロードできます。



まつえの子育て AI コンシェルジュでは、子育ての困りごとを LINE でご相談できます。
右側の QR コードを読み込んでください。

まつえの子育て
AI コンシェルジュ

※入所後の保育に関する相談は、こども政策課安心子育て係（0852-55-5032）へご連絡ください。

